

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、ぶりに関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

東京都知事 小 池 百合子

第 1 ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
東京都ぶり漁業	101,000 トンの内数